労務管理講習会

36協定集中講座

残業時間の上限は、月 45 時間、かつ、年 360 時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ新たな指針に基づく助言・指導が行われます。４５時間以内の削減を求める一律指導を見直し、健康・福祉確保措置の徹底が求められます。
労働基準監督署に３６協定書を提出するに当たり、留意すべき事項を分かりやすく解説します。

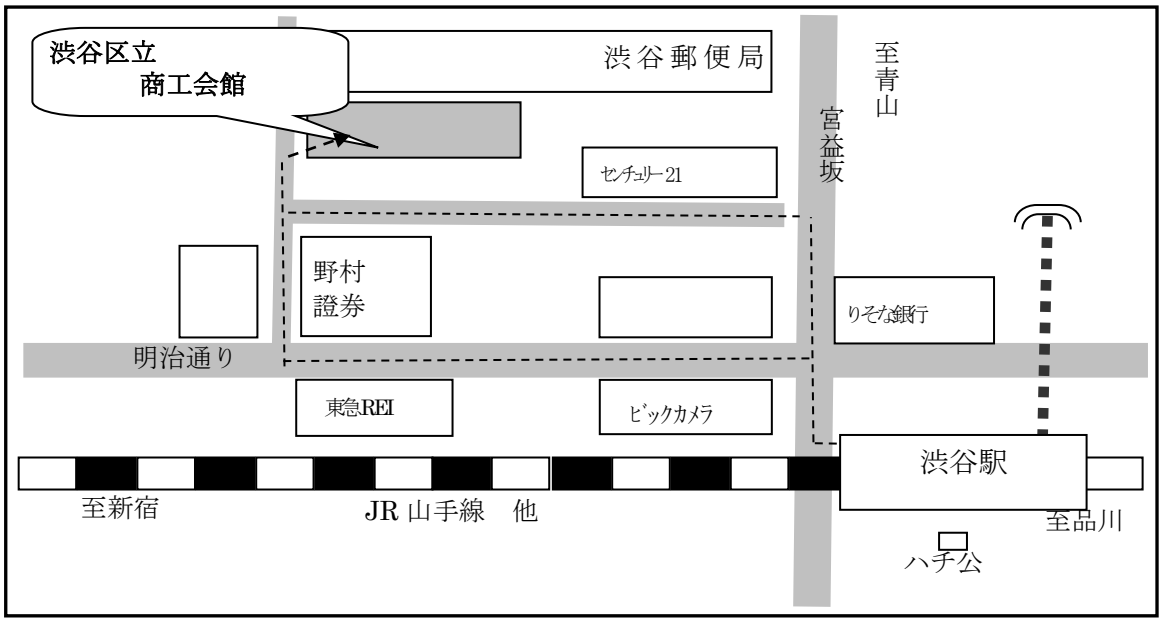
日　　時	２０２７年2月２６日(金)　１0:0０～１２:００　受付9:３０～
場　　所	渋谷区立商工会館　5F　第１会議室 渋谷区渋谷１－１２－５　℡(３４０６)７６４１
内　　容	■■主な解説予定テーマ■■ ◆労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉？ ◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉？ ◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉？ ◆法定労働時間と２暦日にわたる労働時間の考え方は？ ◆法定休日は特定しておくべきか？ ◆在宅勤務の際の労働時間をどうする？ ◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは？ ◆３６協定の効果は？ ◆時間外労働上限規制は？ ◆特別条項の留意点とは？ ◆３６協定届の作り方のポイントとは？ ◆３６協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆３６協定の本社一括届出とは？ ◆過半数代表者の選任方法は？ ◆労働時間に関する今後の改正の方向性 ※内容は、状況により一部変更させていただく場合があります。
講　　師	**大橋牧子氏**（OURS 小磯社会保険労務士法人　社会保険労務士）
受講料等	**会員　5,500 円　　会員以外　7,700 円　　消費税込** **受講料は、２月１９日（金）**までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。 ・銀行名：三菱ＵＦＪ銀行 田町支店　　・口座番号：普通預金　０３９７９６３ ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会　・住所：港区芝 4-4-5 振込人名の前に講習会月日をお付けください 法人の種類（カブシキガイシヤ等）は記入せずに会社名を記入してください （ 例０２２６　〇〇ショウカイ・・・等　カブシキガイシャ等は不要です ） **２月１９日（金）**までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
申込方法	**【定員　80 名】** 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp **①講習会名** **②開催年月日** **③貴事業場の名称及び所在地**

	④協会会員又は非会員の表記 **⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス** **⑥電話番号** **⑦受講者の氏名、フリガナ** を記載例のように記入してください。 **記載例**　①３６協定集中講座 ②２０２７年2月２６日 ③㈱〇〇商会　港区芝〇―〇－〇 〉 **2月１９日（金）**までにメールを送信してください。 受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。 ご不明な点は下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。 **問い合わせ先（一社）三田労働基準協会　☎03-3451-0901**
そ の 他	この講習は三田、渋谷、大田、品川、新宿、池袋の各労働基準協会の共催で行われ、幹事協会は**渋谷労働基準協会**です。上記６協会の会員は会員価格です。

※　受講当日受付にて返信メール本文の写しをご提示ください。

※　個人情報は、本講習の目的以外に利用することはありません。

≪会場案内図≫



渋谷区立商工会館　　５階　第１会議室

渋谷区渋谷 1-12-5

渋谷駅　徒歩５分